

## IFRS と国別 GAAP : 最初に適用するのは誰か

世界中の国が、財務報告の基礎となる会計基準を変更しようとしています。ヨーロッパは、2005 年から全ての公開会社に国際会計基準審議会 (IASB) によって公表された国際財務報告基準 (IFRS) を義務づけることで、先導的役割を果たしました。その結果、米国の現行制度の下で米国に上場する多くの外国会社は、IFRS を使用することになりました。

米国証券取引委員会 (SEC) は、最近、外国の提出企業に関する規定を変更し、外国企業は、IFRS か米国会計基準 (USGAAP) のいずれかを選択できるようになりました。しかし、この容認規定は、現在 USGAAP の使用が要求されている米国企業や、USGAAP や IFRS 以外の完全には IFRS に準拠していない国別 GAAP\* を使用する外国企業には認められていません。その結果、米国内では競合する 2 つの主要な会計基準が併存し、米国外では IFRS が完全には採用されていないため、多数の「国別 GAAP」が依然として使用されています。SEC は、IFRS に準拠した財務諸表の提出を米国の公開会社に認める (または要求する) ことの潜在的影響に関する意見を入手しており、SEC スタッフが、米国企業を国際的な基準に移行させるための「ロードマップ」に取り組んでいることを公表しています。このロードマップは 2008 年後半に公表される予定です。一方、EU は、2008 年 1 月に EU 域内で事業を行う外国企業はその財務諸表を EU 基準に調整する必要はなくなると公表し、国際的な会計基準のコンバージェンスに向けてさらに前進しました。

米国の公開会社または IFRS に準拠しない国別 GAAP を使用する外国企業が、将来的に IFRS を使用するには実務上の課題があります。本 Bulletin では、これらの課題と国別 GAAP から IFRS への移行の影響を検討します。私達の分析は米国に論点を絞っていますが、IFRS の問題は他の国にも当てはまるため、米国以外の状況についても言及します。

訳注※ SEC は、「国際会計基準審議会 (IASB) によって公表された国際財務報告基準 (IFRS) を使用された場合にのみ受け入れる」と述べている。

### コンバージェンスというゲームの始まり

ますます国際化する資本市場と国境を越えた投資と資本の増大により、質の高い財務報告という概念が全世界的に広まりつつあります。国際的に統一された財務報告制度の構築は、独立した一つの基準設定主体が質の高い単一の会計基準を一貫して適用・解釈すること的前提となります。財務会計基準審議会 (FASB) の Robert Herz 議長は、最近の講演の中で、特に、情報開示や MD&A の共通化、監査基準や監査実務の品質レベルの統一、当局による監督と法律の施行に関する共通のアプローチ、および XBRL などの共通の情報提供の仕組みが必要と述べています。

現在のところ、基準設定主体は、世界的に統一された会計基準の作成に焦点を絞っています。IASB は、幾つかの IFRS 基準書と多くの公開草案を公表し、公正価値測定に関する議論のメモランダムも発表し、さらに、収益認識、連結と SPE、退職後給付、リース、業績報告などの事項について活発な議論を行っています。一方、FASB は、新しい会計基準 (SFAS 141R と SFAS 160) を最近公表しました。これは、企業結合や少数株主持分の表示に影響するだけでなく、M&A の交渉で用いられる条項にも影響します。これを受けて、IASB は、上記の 2 つの新しい USGAAP の基準に IFRS を調和させるため、同様の内容を扱う IAS 第 27 号および IFRS 第 3 号の改正を行いました。

IASB は現在、さらにコンバージェンスを促進するため、近い将来における課題として、法人所得税、ジョイントベンチャー、1 株当たりの利益、および資産減損を FASB と共同で検討しています。コンバージェンス活動は、長期的には、企業結合、連結、公正価値測定、負債と資本の区分、業績報告、収益認識、およびリースを含む幾つかの主要プロジェクトを重視した明確なロードマップの策定に焦点を絞っています。

さらに、これらにとどまらず、概念的枠組の基礎になる様々なプロジェクトが準備されています。会計上の論点に関する一貫した結論を導き、原則主義による基準を達成するために、こ

の枠組が必要となるのです。

これらの動きから、以下の4つのメッセージが読み取れます。第一に、今日私達が知るUSGAAPのモデルは変更される可能性が非常に高いということです。第二に、その変化のための基礎を築くには多くの作業を行う必要があります。第三に、米国がEU加盟国と同様にIFRSを採用すれば、他の国もおそらくその動きに続くでしょう。第四に、他の国も何らかの作業を行う必要があります。これらを念頭において、幾つかの最近の動向を見てみましょう。

- SECに登録する外国企業に対して財務諸表のUSGAAPへの調整の要求を廃止した2007年11月のSECの判断は、会計基準のコンバージェンスへの明確な指向を示しています。
- 多くの人々は、コンバージェンスのプロセスが完了するまでにIFRSの改善が必要であると考えています。
- FASBによって発表された最近の会計基準(SFAS 141RとSFAS 160)は、伝統的なUSGAAPからの根本的かつ重要なパラダイムシフトを意味し、FASBがコンバージェンスのプロセスを支持していることを示しています。
- ロンドンに本拠を置くIASBの基金の大部分は200社に満たない国際企業と監査法人による任意拠出金に依存しており、IASBが不当な影響を受けないという投資家の信頼を獲得するにはIASBのプロセスを強化する必要があります。IASBは現在、単一の国際的な会計基準としてのIFRSへの信頼を獲得するため、広範な資金拠出者を対象とする資金調達プロセスに移行しつつあります。
- SECとFASBからの支持により、米国でのコンバージェンスは時間の問題となっています。しかし、そのタイミングは、SECとFASBによる検討の継続、米国における2008年大統領選挙の結果や公約、全世界的に採用可能なレベルでIFRSを作成する取り組みの速度に依存します。SECは、2008年後半にロードマップを発表するとき、国際基準が不可避であることを強調するでしょう。

● 他国が完全にIFRSを採用する2011年の潜在的変化に関心が集まっています。本Bulletinでさらに説明するように、IFRSの採用には、いわゆる「完全採用」バージョンと「現地当局の解釈が加えられた」バージョンが存在するため、IFRSが各国の実務慣行の中でどのように適用されるかについては、依然として差異があります。

● 2008年初めの講演の中で、SECのChristopher Cox議長は、将来「何年」もの間においてもFASBがIASBに置き換えられることはないだろうと述べ、現在の取り組みはUSGAAPと国際的な会計基準とのコンバージェンスを目指すものであると付け加えました。その後の講演で、Cox議長は、「質の高い単一の会計基準」の使用を拡大することは、より多くの比較可能な情報を提供することになり、結果的に投資家がより多くの情報に基づいた判断を下すことができるようになるだろうと述べています。

これらから判ることは、質の高い単一の国際基準を支持する傾向が、進展・拡大しているということです。これは世界中の投資家とアナリストにとって最良の選択肢です。また、世界規模での資本形成を促進するための最良の解決策でもあります。

SECが今すぐに米国でIFRSを義務づける可能性は低く、実際には数年先のことになるかもしれませんが、調整要件の廃止は、少なくとも選択を認めるための「試運転」であると考えられます。SECが今年後半にタイムテーブルを発表することになり、米国企業は、USGAAPではなくIFRSを選択する選択肢をいつ与えられるのかという疑問を持ち始めました。明らかに、この問題には、理解、モニタリングおよび対応計画が必要です。このような選択が望ましいかどうかに対する米国の公開会社の見方は、業種、事業規模および資本構成などによって、多くの点で異なるでしょう。

---

SECが今すぐに米国でIFRSを義務づける可能性は低く、実際には何年も先になるかもしれませんが、調整要件の廃止は、少なくとも選択を認めるための「試運転」であると考えられます。

---

## コンバージェンスに対する懸念によって選択適用可能期間が認められる可能性がある

SEC が単一の国際基準のコストとベネフィットについての完全な情報を入手するまで、強制適用はおそらく行われたいでしょう。多くの人々は、選択適用可能期間を通じて SEC が情報を収集する可能性が高いと考えています。また、中国、インド、韓国および日本などが 2011 年に IFRS を採用し、IFRS がより「国際的」になるまで、強制適用が実現する可能性は低いでしょう。米国の公開会社に IFRS で報告する選択肢を提供することは、次の結果をもたらすでしょう。

- 競争力の向上と、選択適用が認められる期間に IFRS を選択した企業（おそらく大規模な多国籍企業）の経験から学ぶ機会の提供
- 効率と品質の向上と、二種類の報告の枠組みを遵守するコストの削減

SEC のロードマップが当面は選択適用可能期間を設けながら強制適用の目標期日までのタイムテーブルを提示すると想定すると、企業にとって、人、プロセス、情報システムおよび変更管理の問題に事前に対応するための合理的な時間が与えられると期待できます。しかし、多くの企業は次のような懸念を持っています。

- 米国における現状の 2 つの会計基準の差はあまりに大きく、業績に大きな影響を与える可能性があるため、IFRS を単一の国際的な会計基準とする価値はないでしょう。企業に会計基準の選択肢が与えられた場合、米国の公開会社にとって「2 つの GAAP」が出現し、すでに複雑化している報告制度にさらに不必要な複雑さが加えられ、企業間の比較可能性が低下します。別の言い方をすると、外国の提出企業に対する IFRS から USGAAP への調整要求の廃止は新しい規則である一方、1 つの基準を別の基準に調整することが、アナリストに比較可能データを提供するための事実上の要件になり得る（あるいは、アナリストが独自に作業を行う結果、異なるアプローチが採用され、異なる様式や結論をもたらす可能性がある）ということです。
- 前述の様に、IFRS が実際にどのように適用されるかは、「完全採用」のバージョンと「現地当局の解釈が加えられた」

バージョンにより差があります。一部の人々は、原則主義の IFRS が米国で機能するかどうかについての疑念から、「米国版」の IFRS が生まれるかではないかと不安視しています。そのため、コンバージェンスに向けた動きを考慮すれば、異なるバージョンの基準が複数存在する現状を変え、まず「IFRS を統一する」ことが必要になります。さもないと、単一ではなく複数の基準が並存するというシナリオを覚悟する必要があります。複数の基準は維持できないでしょう。

- IASB は、ガバナンス、独立性および資金調達に関して様々な解決すべき課題を抱えています（例えば、資金調達、人事およびガバナンスをどのように行うか）。
- IASB と FASB のコンバージェンスのペースは早いとはいえません。米国の公開会社が IFRS による財務報告を認められた場合、特に IASB によるコンバージェンスの取り組みはさらに遅くなる可能性があります。EU は、ヨーロッパにおいて米国の公開会社に USGAAP による財務報告を認める措置を継続するかどうかを検討していますが、ヨーロッパの企業に USGAAP または国別 GAAP による財務報告を認める措置は検討していません。

---

SEC のロードマップが当面は選択適用可能期間を設けながら強制適用の目標期日までのスケジュールを提示すると想定すると、企業は、事前の人、プロセス、情報システムおよび変更管理の問題に事前に対応するための合理的な時間が与えられると期待できます。

---

- 後述のように、変更管理と IFRS への移行に関しては重要な問題があり、対応するにはかなりの時間が必要となります。IFRS を採用する米国の公開会社は、単に USGAAP に従って財務書類を作成した後で IFRS への調整を行うのではなく、直接 IFRS を適用する必要があります。
- 特定の会計基準の限界を判断する国際的な規制機構や基準を適用する際の判断の枠組みが存在しないことから、比較可能性が損なわれる可能性があります。IFRS を使用する企業間での IFRS の一貫性が証明されていないという一部の人々の主張は、このような懸念によるものかもしれません。

これらの理由により、米国での選択適用可能期間を支持する論調が多いように見えます。選択適用可能期間により、まだIFRSを採用したくない企業には、より長い時間が与えられ、早期適用を決めた企業の経験から学ぶことができます。また、批評家の目を通すことで、IFRSの改善や進化も可能かもしれません。このアプローチは、米国以外の企業にとっても、IFRSへの移行の意味を評価し、必要な準備を行うための時間を与えるものとなります。

## 人材への影響

USGAAPまたは国別GAAPからIFRSへの移行により、企業の財務および経理担当者の現在の能力、組織構造および管理体制に大幅な変更が生じることは疑いの余地がありません。例えば、公正価値会計、収益認識、セグメント別報告、キャッシュフローおよび特定のデリバティブ取引など、IFRSがUSGAAPと異なる重要な分野で、より多くの技術的な専門知識が必要となる可能性があります。企業は、会計方針と実務の重要な変更を採用し、実行するために、その人員の能力を評価しなければなりません。

経営者が最高の人材を求めることにより人材の争奪戦となり、人材の確保と維持の問題が発生する可能性があります。また、企業、外部監査人、その他のコンサルタントなどが互いに激しい争奪戦を繰り広げることになるかもしれません。報酬に対する影響を想像することは難しくありません。報酬の方針と採用方法は、より複雑で世界的に認められる会計実務への経理部門の移行と継続的なコンプライアンスを支援するものでなければなりません。研修への投資は、時間的にも資金的にも重要になるでしょう。

内部監査部門も同様に大きな影響を受けます。予算と予測の作成はIFRSにより大きく変化するため、財務企画のスタッフも同様の影響を受けるでしょう。人事部門は、業績管理、採用、研修とキャリア開発、および業績連動報酬について必要なサポートを提供できるように、人材に対する要求の変化を理解することが必要になります。

## プロセスへの影響

プロセスの観点からは、幾つかの重要な問題があります。第一に、USGAAPまたは国別GAAPからIFRSに変換するた

めの専門的な会計に関する支援と共に、外部報告の基礎となる内部の財務報告にも変更が必要です。次に、誰がこのプロセスとキーコントロールを管理し、IFRSの遵守に関してキーコントロールの有効性を評価するのかという問題があります。さらに以下の問題もあります。

- IFRSは統制環境にどのように影響し、誰がキーとなる財務統制活動の運用状況の有効性を評価するのか？
- 今後、誰がトップレベルでのレビューを行い、業務活動とITプロセスを管理し、現物管理を実施し、業績評価指標を検証し、適切な職務分掌を確立するのか？

会計基準の変更への対応が既存のプロセスへの追加に終わらないようにするためには、IFRSの下での財務報告プロセスの簡素化、標準化および自動化を評価することが、上記の問題全てにも増して必要となります。明らかに、斬新な考え方が必要とされています。

ここから読み取れるメッセージは何でしょうか？ 経営陣は、重要なリスクとキーとなる財務統制を特定し、コントロールの整備状況の有効性を評価し、既存の業務インフラが十分かどうかに関して全体的評価を行う必要があります。経営陣はまた、IFRSの枠組みの下での財務報告プロセスに関連したリスクに対応するために、会社がキーとなる財務統制を効果的に設計し、整備したかどうかを検討すべきです。移行期間には、新しい会計基準に準拠するためにどの程度新しいまたは異なる情報が必要となるかによって、(コントロールの責任者は誰かということに加えて) どのコントロールが「キー」なのかの判断の変更が必要になる可能性が高いでしょう。

監査委員会は、この評価において監督者としての重要な役割を果たします。IFRSの要件を十分に認識し、進捗状況と方針の決定に関する報告を受け、実施の際に発生した課題に関するフィードバックを提供すべきです。監査委員会は、不適切な会計方針の選択と不十分な記録および監査証跡に、特に留意すべきです。

その他に、以下のような報告と文書化への影響を考慮する必要があります。

- ◆ **会計方針と手続** — 関連するプロセスと情報フローには修

正が必要です。また、職務の内容や責任を再検討し、スプレッドシートとデータベースを更新することが必要です。

◆ **判断根拠の文書化** — 原則主義の会計基準への移行により、経営者による判断が必要な場面も増加するでしょう。会計基準の適用において合理的な判断が複数存在する可能性があるため、特に外部監査人が学習し「新しい規則」に慣れてくると、監査人との意見の相違が増加する可能性があります。監査法人の国内（または海外）事務所は、基準がより「原則主義」になることから自然に生じる協議プロセスに対する準備や対応できる職員の十分な確保ができていない場合があります。その結果、IFRSの適用に当たって経営陣が結論を導く際には慎重な検討と文書化が必要であり、新たな課題に対しては協議と最終結論に至るための十分な時間が必要です。

◆ **内部管理報告** — 通常の月次経営報告、予算プロセス、および主要な業績評価指標（KPI）や尺度は、すべて見直しと改訂が必要になるでしょう。新しい報告内容により、賞与、コミッションおよびその他のインセンティブプランに影響する可能性があります。

◆ **契約条項** — 既存の契約書、財務制限条項およびその他の法的文書を見直し、会計基準の変更による会社への影響の有無を判断する必要もあります。

◆ **海外での報告** — IFRSが各地域の国別GAAPおよび開示ルールと異なる場合、法定開示を行うために必要な要件が変わり、国別の報告要件への調整が必要となります。移転価格（およびその他の国内または国際税務の問題）や連結決算にも影響があります。

◆ **移行期における報告** — 移行期には、報告プロセスとシステムの二重化が確実に必要となります。経営陣は、見積計算や表示、会計基準以外の要請による開示だけでなく、財務報告に影響するプロセスの簡素化、標準化および自動化を行う様々な取り組みも期待するでしょう。

## 情報システムへの影響

情報システムの分野にも、会計上の要件の変更に伴う多くの問

題が存在します。ハードウェアやソフトウェアへの投資に加え、情報システムスタッフによるサポート内容にも変更が必要になる可能性があります。例えば、いわゆるショートカット法が利用できないので、ヘッジの効果を定義し評価するためのシステムに修正が必要になるかもしれません。関係のない当事者間で相殺が認められる場合に、相殺額を紐付けするためのシステム更新が必要になる場合もあります。これらを含む様々なシステム変更により、システム機能とコントロールの充分性、新しいモデルを採用する際のデータの信頼性、実行およびテスト時に必要な内部・外部リソースなどの問題が生じると考えられます。

現在のアプリケーションでは企業がIFRSに準拠するために必要な変更に対応することができない場合、企業は、(a) 新しい基準を遵守するための更新を開発するソフトウェアベンダーに頼るか、(b) 遵守するためのソフトウェア変更を社内で開発するか、のいずれかを選択する必要があります。ソフトウェア変更は実装の前にシステム開発のライフサイクルを通じたテストを必要とするため、この移行プロセスには時間がかかります。

## 変更管理の問題

私達は、収益認識や法人所得税などの重要な報告分野に対する潜在的影響に加えて、IFRSへの移行による主要な業績評価指標への影響を分析するために資源を投入している大規模な公開会社を知っています。私達は、このような初期評価が重要であると考えています。変更管理は、企業がビジネス環境の中で新しい要件に適応しようとする時に、最も頻繁に見落とされる分野の1つです。以下に検討すべき点をいくつか挙げます。

企業がこの分野の規制要件に従う際に、変更管理を適切に行うために、組織構造と責任体制、プロジェクトの立ち上げ、研修の実施、およびコミュニケーションの4つの重要な要素を検討する必要があります。組織の観点からは、プロセス推進の責任者が必要です。最初はPMOを利用する必要があるかもしれませんが、しかし、プロジェクトの立ち上げが終わり安定したら、通常は一人のプロセスオーナーが責任者となります。

この組織構造は、SOX法404条対応プログラムを適切に実施するために多くの企業が用いたものと同様です。PMOのリーダーは、プロジェクトの範囲、規則および要件を決定し、効果的なプロジェクト・資源・コミュニケーション計画の全体に

適切な利害関係者全員を関与させる必要があります。継続的な更新と改善のためのプロセスとプロトコルをプロジェクト計画に含める必要があります。

---

SEC が USGAAP と IFRS の選択を認め、多くの企業が IFRS への変更を決断すれば、企業や監査法人の間での人材獲得競争により、コストが上昇し、有能な人材が不足する可能性があります。準備不足で最後に競争に参加した企業が、最も大きな代償を払うことになるでしょう。

---

この段階で、PMO は、ビジョン、要件およびスケジュールを関係者に知らせ、様々な役割に対する期待の概要を説明します。期待を達成するために、チェックポイントと評価尺度を設定し、測定が行われます。また、この段階で検討すべき、当初あるいは継続的に必要なインフラの要素もあります。さらに、最新の状況や見通しを交換するため、移行段階のプロセスオーナーと関係者の間で定期的なコミュニケーションが必要です。

効果的なコミュニケーションプランは、なぜ変更が必要なのか、何が変更されるのかを説明し、変化を促進するために必要な新しい技能と行動を概説し、変更を実現する手順を明確化し、変更プロセスに対する支援と参加の意欲を醸成することで支持者を獲得して人々の態度を変え、変更に対応するための継続的な補強となります。効果的なコミュニケーションは、変更管理プロセス全体を支援します。

### プランニングとコストの問題に関心を払う

プロジェクトを計画する際には、企業は SOX 法 404 条に対応した企業の教訓を活用すべきです。例えば、適切な研修、必要な人員数や外部リソースを検討することが必要です。また、エンタープライズリソースプランニング (ERP) と財務システムの変更や更新の必要に加えて、適切なプロセスとシステムの拡張も検討しなければなりません。IFRS への移行を行うためには、集中的なプロジェクト管理による統制が必要です。

---

IFRS が要求される国で大半の事業を行う企業や主要な競争相手が IFRS を使用している企業は、コストよりもベネフィットが大きいと判断するかもしれません。

---

当初、404 条対応プロジェクトでは、リソースの必要性について経営者の十分な関心を引きませんでした。計画は全般的に不十分であり、人員は不足し、担当者は過重な作業を強いられました。ほとんどの活動が、場当たり的で混乱していました。多くの企業は、取り組みを開始するまでに時間をかけすぎたため、不意打ちを受けたような状態でした。その結果、プロジェクト完了までの工数は、著しく低く見積もられました。全般的には、上級経営者と取締役会は、初期の取り組みをあまり評価しませんでした。

SEC が USGAAP と IFRS の選択を認め、多くの企業が IFRS への変更を決断すれば、企業や監査法人の間での人材獲得競争により、コストが上昇し、有能な人材が不足する可能性があります。準備不足で最後に競争に参加した企業が、最も大きな代償を払うことになるでしょう。

### 要約 — 最初の一步を踏み出す

世界の多くの国は IFRS が選択すべき基準であると宣言しており、IFRS を採用しているか、または IFRS への移行を約束しています。現在、世界の関心は米国に向けられています。SEC がコンバージェンスという方向性を決定し、避けられない目的地に向けて出発した状況の中で、米国企業の経営陣は、USGAAP から IFRS への移行の影響を理解し、その評価を開始すべきです。時期は確定できませんが、大企業も中小企業も移行への準備に十分な時間が必要であることは確かです。例えば、多角化した事業を行う大企業では、2 年もの期間を要することもあるでしょう。

IFRS に向かう流れは元には戻らないと思われる。米国企業および外国企業の経営陣は、IFRS への移行の意味することを考える必要があります。最初の一步は、経営陣が IFRS を採用する選択肢を与えられた場合に、IFRS の採用に伴うコストとベネフィットについての見解をまとめることです。例えば、IFRS が要求される国で大半の事業を行う企業や主要な競争相手が IFRS を使用している企業は、コストよりもベネフィットが大きいと判断するかもしれません。企業がコストよりもベネフィットが大きいと結論付ければ、実現のための計画を開始することができ、その後で人員・プロセス・情報システムに対する変更の影響を理解するべきです。

## 確認のための質問事項

### 取締役会のための質問

- 取締役会の適切なメンバー（例えば監査委員会や財務委員会）に対して、USGAAPとIFRSの主要な相違点や外部目的及び内部利用目的の財務報告に与える影響に関する教育を行うための手段を講じていますか。
- 経営陣に対して、会社にとってのIFRSへのコンバージェンスによるコストとベネフィットの評価を求め、その結果をレビューしましたか。
- 今後18か月から24か月の間に想定される事態に対して、会社がどの程度準備できているかを判断するために、IFRSへの移行に伴う変更管理上の問題に対する評価を経営陣に求めていますか。例えば、経営陣は、特に以下の事項を検討していますか。
  - － 収益認識など、重要な報告分野に対する影響
  - － 報告の方法論やシステム・データに必要な変更
  - － 重要な業績評価指標や尺度を含む内部管理報告に対する影響と、業績連動報酬の仕組みへの影響
  - － 契約条項、財務制限条項及び業績に関する条項を含むその他の法的文書に対する影響
  - － 経理部門において必要な変更
  - － 変更プロセスを推進するPMOの組織
  - － 効果的なコミュニケーションプランの策定

### 経営陣のための質問

- IFRSを採用する選択肢が与えられた場合、IFRSの採用に伴うベネフィットとコストについて見解をまとめていますか。自分の会社や業界に関係がある部分について、その詳細を十分に検討しましたか。まとめた見解について監査委員会と議論しましたか。
- IFRSへの変更による人・プロセス・情報システムへの影響と、変更プロセスを管理するためのプログラムを評価しましたか。例えば、
  - － 変更への準備状況と変更を引き受ける経理担当者の対応力を評価しましたか。
  - － 移行プロセスの策定、組織化及び管理を行うPMOのリーダーシップ構成について検討しましたか。
  - － 会計方針と手続、判断根拠の文書化、内部管理報告、契約条項、海外での報告及び移行期における報告に対するIFRSへの移行の影響を検討しましたか。
  - － IFRSに準拠した財務書類を作成するために要求される情報の提供や計算を行うために必要となる可能性があるシステム変更を検討しましたか。

IFRSへ移行することは組織にとってどのような意味があるのかを評価するために支援が必要ですか？

Protivitiは、必要なリソースの特定、システム能力の評価、または内部統制構造への影響の検討などの分野について、支援を提供することができます。Protivitiは全世界の企業に内部統制に関するサービスを提供しており、企業の変更管理を支援するソリューションを開発してきました。移行のための変更管理と内部統制への影響についてのご相談等ございましたら、下記プロティビティ ジャパン マーケティングまでお問合せ下さい。

[TEL] 03-5219-6601 (マーケティング直通) [e-mail] pj-mktg@protiviti.jp